

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.129

No.129 2018.6.12

## ■6・11 緊急院内集会、開催

日本労働弁護団では、6月11日（月）の午後、参議院議員会館において、『働き方改革』法案の徹底審議を！高プロは廃案に！緊急院内集会を開催しました。当日は、直前の開催告知にもかかわらず、メディアを含め、多数の方にお越し頂き、会場は立ち見が出るほどの状態になりました。

冒頭、日本労働弁護団の棗一郎幹事長が、高度プロフェッショナル制度（高プロ）には全労働団体が反対しているだけでなく、世論調査によれば使用者側も多数反対していることを取り上げ、高プロには立法事実がないことを訴えました。

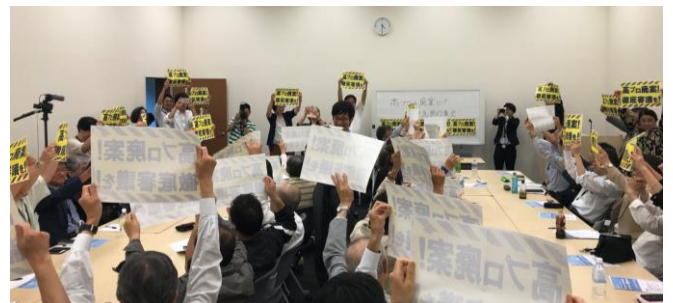
続いて、国会議員の方々からご発言頂きました。山井和則衆議院議員（国民）からは、法案が衆議院で採決されたときの附帯決議からすると、高プロ導入後その対象が拡大される懸念があることが指摘されました。また、現在、参議院で質疑をしている参議院議員の方から、石橋通宏議員（立憲）は、高プロ対象労働者に裁量がないことによる危険性、そして労働者の裁量を法案の要件に盛り込むよう求めても政府が応じようとしないうこと、続いて福島瑞穂議員（社民）は、高プロのニーズのヒアリングについての厚労大臣や労働基準局長による答弁には嘘があり、立法の根拠とすらなっていないこと、最後に山添拓参議院議員（共産）は、高プロを導入すれば長時間労働は減らずむしろ助長されることをそれぞれ指摘し、働き方改革一括法案の問題点、さらには審議内容の問題点を訴えました。

また、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さん、東京過労死を考える家族の会の佐戸恵美子さん、中原のり子さん、渡辺しのぶさんがそれぞれ発言し、過労のためにご家族を失った辛さ、悲しみ、さらには、高プロが長時間労働を助長するものであることを訴えました。

さらに、法政大学キャリアデザイン学部教授の上西充子さんから、厚労省が12人の労働者に対して行った高プロのニーズについてのヒアリングは、高プロが労働時間規制の適用除外となる制度である、という本質的な説明をしないままになされたものであり、この点について厚労大臣が適切な答弁をしていないことが指摘されました。

最後に、棗幹事長が閉会挨拶をした後、会場にいる参加者全員で「高プロ廃案！徹底審議を！」と書かれたプラカードを掲げ、高プロ反対を訴えました。

**高プロは、労働者にとって何のメリットもないどころか、立法事実すらありません！「高プロ廃案」を全国で訴えましょう！！**



【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790